

社会福祉法人のしおり

(設立の手引)

令和7年（2025年）7月

豊中市福祉部
福祉指導監査課

第 1 社会福祉法人の意義

現代社会を反映して、福祉ニーズは多様化・複雑化し、社会福祉制度も行政の措置によるものではなく施設と利用者の契約に基づくものが主となり、今や社会福祉法人だけではなく NPO 法人や株式会社など多様な事業主体が社会福祉事業に取り組むことができる時代です（特別養護老人ホーム等を除く）。社会福祉法人に関しては、その資産の透明化を図ること、資金についてその使途の明確化が必要とされ、社会福祉法人ならではの社会貢献が求められることになりました。

社会福祉法（以下、「法」という。）には福祉サービスの基本的理念や経営の原則等について下記のとおり規定されています。社会福祉法人の活動については、単にあれこれの社会福祉事業を行うことのみではないことが原則として規定されていることに留意する必要があります。

（福祉サービスの基本的理念）

第 3 条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

（経営の原則等）

第 24 条 社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。

2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供しよう努めなければならない。

第2 社会福祉法人設立に向けて

1 社会福祉法人の所轄庁（法第30条）

社会福祉法人を設立するためには、所轄庁の認可を受けなければなりません。主たる事務所が豊中市の区域内にある社会福祉法人であって、事業を行う区域が、豊中市の区域を越えない社会福祉法人の所轄庁は豊中市となります。

豊中市の区域内で事業を行う社会福祉法人であっても、主たる事務所が豊中市以外の区域にある場合や、豊中市以外の区域でも事業を行う場合は、都道府県（大阪府等）もしくは政令市（大阪市等）が所轄庁となります。

2 社会福祉法人の行う事業（法第2条、26条）

社会福祉事業は、「第一種社会福祉事業」「第二種社会福祉事業」に区分され法第2条に限定列挙されています。また、社会福祉法人がその経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益事業及び収益事業を行うことができるとされています。

（設立の手引 参考資料集「社会福祉事業一覧」参照）

3 基本財産（法第25条）

社会福祉法人は、社会福祉事業という公益性の高い事業を安定的・継続的に経営していくことが求められることから、必要な資産を備えなければならないとされています。

（設立の手引 参考資料集「社会福祉法人審査基準」「社会福祉法人審査要領」、「社会福祉法人のしおり（運営の手引）参照）

4 資金

建物の建設資金等の一部に対して、補助金が交付される場合がありますが、自己資金として建設資金等を用意する必要があります。

また、社会福祉法人を設立するにあっては、必要な資産（運転資金）として、年間事業予算の約12分の1以上（介護保険法上の事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律上の障害福祉サービス又は児童福祉法上の障害児通所支援若しくは障害児入所支援にも該当する社会福祉事業を主として行う法人を設立する場合にあっては、12分の2以上）に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していることが望ましいとなっています。

建設資金の借入金として、独立行政法人福祉医療機構という公的融資機関を利用（融資限度額有り）することができますが、あくまで「借入金」ですので、施設開設

後返済しなければなりません。

（設立の手引 参考資料集「社会福祉法人審査要領」参照）

5 社会福祉法人の経営組織等

社会福祉法人は、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置かなければならないとなっています。評議員の選任にあたっては評議員選任・解任委員会による選任手続きを経る必要があり、役員（理事・監事）の選任にあたっては評議員会による選任手続きを経る必要があります。

また、設立時の評議員や役員（理事・監事）、その代表者については定款において規定することになります。なお、評議員や役員（理事・監事）に対し報酬を支給する場合には、評議員についてはその額を定款で定め、役員（理事・監事）については定款にその旨を規定するか評議員会の決議をもって支給について定めたうえで、役員等（理事、監事及び評議員）の報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。）の支給の基準を定め、評議員会で承認を得る必要があります。当該基準は公開が義務付けられています。

（設立の手引 参考資料集「社会福祉法人審査基準」参照）

6 社会福祉法人設立等の意思決定や手続きについて

（１）設立発起人会

社会福祉法人設立や当該法人が実施する事業に係る意思決定は、理事長就任予定者等の個人によるのではなく、複数の設立発起人が（共同）設立者となり、設立発起人で構成する設立発起人会の総意による必要があります。設立発起人会の決定事項には設立後就任する理事の法的責任が生じ得るものが含まれますので、必ず理事就任予定者は設立発起人となるようにしてください。

また、設立発起人は、設立代表者を選任し、社会福祉法人設立に関する一切の権限を委任することができますが、利益相反行為等が生じ得る場合には、併せて特別代理人を選任してください。

なお、設立発起人が事務を遂行する際には、理事と同様の法的責任が生じ得ることとなります。発起人代表者が注意を怠り、第三者に対して損害を及ぼした場合、その代表者は個人的に賠償責任を負うことになります。さらに、代表者以外の発起人も、注意をすれば損害の発生を防ぐことができるにもかかわらず、その注意を怠った場合には、賠償責任を負うことになります。

（２）社会福祉法人設立事務の概要

新たに社会福祉法人を設立しようとするときは、所定の設立認可申請書及び必要事項を所轄庁に提出し、その認可を受ける必要がありますが、このことに先立って、あらかじめ、豊中市社会福祉法人設立認可等専門分科会（以下、分科会）という。）に諮る必要があります。別途、社会福祉法人概要書等を作成し提出していただき、そのうえで、当該分科会において設立の適否の審査が行われます。

なお、社会福祉法人の設立は、所轄庁に設立認可の申請を行い、その認可を受けた後、主たる事務所の所在地において設立の登記を行いその完了をもって成立します。この登記は、設立認可を受けた日から２週間以内に行う必要があります。また、設立認可を受けた後にも、所定の事務手続きがありますので、ご注意ください。

（３）事務手続きを行う担当者

社会福祉法人の設立認可申請に係る書類には、定款のほか、役員や評議員会の選任に関するもの、不動産や資産の贈与や貸与に係るもの、資金計画を含む事業計画や施設整備計画に係るもの等、多岐にわたる書類の作成が必要であり、これらは以後の社会福祉法人の運営の基本となるものです。従って、社会福祉法人設立の事務手続きについては、理事長や施設長等になる予定の方が直接行うようにしてください。事務の一部を第三者に委託される場合も、常に説明責任を果たせる体制を確立しておいてください。

注：社会福祉法人の設立、施設の開設に向けて、豊中市福祉部福祉指導監査課及び施設整備所管課等と綿密に連絡を取りながら、手続きを進めてください。

（４）社会福祉法人設立スケジュール（概要）

	設立発起 人会	法人設立 申請	法人設立 認可	法人設立 登記	理事会	(評議員 選任・解 任委員 会)	評議員会	理事会 (理事長 の選任)	理事長の 登記
期間	A 事前協議・「専 門分科会」	B	C 2週間以内	D 遅滞なく	E	F	G	H 2週間以内	I
肩書	設立発起人 (設立者)	→	理事・監事・評議員 → 定款附則記載の役員等	(役員等 選任準 備)	「評議員」 を選任	「役員」を 選任			